【バーゼル銀行監督委員会】~市中協議文書への意見~

- 銀行セクターの強靭性の強化
- 流動性リスクの計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み

平成 22 年 4 月 15 日

全国銀行協会

~ 目次 ~

銀行セクターの強靭性の強化

Ι.	総論	
	〇全般 ·····	
	〇市場・実体経済へのインパクト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〇一律規制と各国規制等	5
		6
	○激変緩和措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	○適切なコンサルテーション手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Π.	各論	
1.	. 資本の質(分子)	8
	〇流動性サーチャージ/自己資本サーチャージ	8
	○グランドファザリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	○適切な移行措置の観点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	〇規制比率	9
	〇損失吸収性	10
	OTier1	10
	○優先株(Tier1) ······	10
	O追加条項(Contingent Capital、Write-down Feature)について ······	11
	OTier2 (定額償却)	12
	OTier2(ステップアップ金利) ····································	12
	〇コールオプション	13
	〇調整項目(少数株主持分)	13
	〇調整項目 (OCI) ····································	
	〇調整項目(その他無形資産(ソフトウェア等)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	○調整項目(繰延税金資産) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	〇調整項目(自己株式) ····································	15
	〇調整項目 (ダブル・ギアリング)	16
	〇調整項目(EL 超過分) ····································	17
	〇調整項目 (確定給付年金) ····································	17
	○残りの 50:50 控除 ···································	18
	〇開示	18
2.	. リスクの捕捉(分母) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	〇総論	19
	OCVA の資本賦課の対象に関する問題点 ······	19

〇計測方法の問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
〇対応案
○金融機関の資産相関(AVC)について ····································
○金融機関の定義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇レバレッジの高いカウンター・パーティの取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
○外部格付への過度な依存の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. レバレッジ比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
〇レバレッジ比率規制の位置付けについて ······ 24
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
〇会計上の値・ネッティング・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
○質の高い(リスクの低い)流動性資産 ······ 25
○オフバランス項目 ····································
○情報開示 ····································
〇 _间 载例外
4. プロシクリカリティの抑制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
〇景気循環を減少させる PD について ······· 27
○フォワードルッキングな引当と EL の関係について ············ 27
○健全な引当金の考え方 ・・・・・・・・ 28
○資本バッファーの考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
○自己資本維持規制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○分配制限の対象項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
○単体もしくは連結の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
流動性リスクの計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み
5. 流動性規制 3.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4
〇流動性規制のあり方について(総論) ······ 31
〇流動性カバレッジ比率(LCR)の扱い 32
○資金流出率の考え方 ····································
〇定期預金の中途解約に関する考え方 ······ 33
〇安定調達比率(NSFR)の扱い ······ 34
○安定調達比率(NSFR)の考え方····································
O安定調達比率(NSFR)の不安定性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 35
〇連結範囲 36
〇移行期間 37
〇その他
○報告期限 ······· 37

銀行セクターの強靭性の強化

Strengthening the resilience of the banking sector

I. 総論

Para 1~17, 60~64

- 〇 全般
- 市場・実体経済へのインパクト
- ✓ 個々の規制案が累積されることによって、金融システムを過度に不安定化させるリスクが高まると考えられる。銀行セクターへの過剰な資本賦課により、各国金融システムの効率性や金融仲介機能を著しく害するものとなってはならない。
- ✓ 金融システムの安定性の確保や金融危機の再発防止は、金融機関への資本賦課の強化等 だけではなく、種々の規制・監督とあわせて確保されるべき。
- ✓ 新たな規制は、市場が金融危機から健全に発展していく過程を阻害してはならず、市場との対話等を通じ、地域・市場環境毎に適用のタイミング等が検討されるとともに投資家等の市場参加者等にも受容可能なものとする必要がある。
- ◆ 現在、各国の銀行を取り巻く経済環境は決して強固なものではない。複数の規制の導入により、プロシクリカリティが増幅されることは、厳に回避されるべきである。個々の規制案が理論的に合理的であっても、累積されることによって金融システムを過度に不安定化させるリスク(Cumulative Effects)が高まると考えられる。また同時に、銀行セクターへの過剰な資本賦課や過度な規制強化により、各国金融システムの効率性や金融仲介機能を著しく害するものとなってはならない。そのため、個々の規制は、相互に矛盾なく導入されなければならず、規制間の相関性、および全体のバランスと累積的影響は十分に考慮される必要がある。
- ◆ 新たな規制はコストと効果のバランスが取れたものとすることが重要である。金融システムの安定性の確保や金融危機の再発防止は、金融機関への資本賦課の強化等だけではなく、種々の規制・監督とあわせて確保されるべき。
- ◆ G20 は、2012 年までに「金融情勢が改善し、景気回復が確実になった時点で段階的に」新規制を導入すると述べている。しかしながら、昨年末に公表された市中協議文書あるいは今後規制が固まっていく段階(2010 年中)から、マーケットは先んじて新規制へのインパクトを織り込もうとするであろうし、不測の事態も起きよう。また、グランドファザリングについては、市中協議文書公表前については明確に記載されているが、市中協議文書公表後のことが明確でないため、既にマーケットでは混乱が生じている。
- ◆ さらに、控除項目となる金融機関宛出資(ダブル・ギアリング)等による株式処分圧力、その他 Tier1 資本や Tier2 資本に対する発行済み商品への過度な返済圧力など、各国資本市場へ

- の重大な影響、市場への無用な混乱や悪影響を生させる可能性もある。
- ◆ G20 声明にある通り、新ルールの市場参加者への円滑な浸透を図る観点からも、市場が金融 危機から健全に発展していく過程を阻害してはならず、市場との対話を通じて、規制の浸透 度合いを慎重に見極めたうえで、地域・市場環境ごとの新たな規制適用のタイミングや十分に 長期に亘るグランドファザリング等が検討される必要がある。新たな規制は、金融機関が実務 的に対応可能なものであるのみならず、投資家等の市場参加者を始めとするステークホルダ ーにも受容可能なものである必要がある。
- ◆ 以上を踏まえ、規制全体の枠組みの設計や水準等の設定等に際しては、定量的影響度調査 (QIS)の結果や、各国の経済、金融市場、銀行経営への影響を見極めつつ、過度な規制強 化とならないよう、慎重かつ十分な検討を行うべきである。

〇 一律規制と各国規制等

- ✓ 規制の議論は、競争条件の均衡を図る観点から国際的な整合性を取る必要はあっても、 G20 全ての国の金融情勢、経済情勢にとって最適とは限らない。
- ✓ グローバルに統一された規制の導入が望ましいものの、景気循環はグローバルに一律ではなく、各国毎の状況が異なることを前提に新規制の導入時期・方法には十分配慮すべき。
- ◆ 規制の議論は、競争条件の均衡を図る観点からバーゼル委員会で国際的な整合性を取る必要はあっても、G20全ての国の金融情勢、経済情勢にとって最適とは限らない。新規制は、各国ビジネスモデルに中立であるべきであり、金融構造が異なる各国実体経済において、国によっては不測の事態に対して柔軟に対応することができない事態も起こり得よう。グローバルに統一された規制の導入が望ましいものの、景気循環はグローバルに一律ではなく、各国毎の状況が異なることを前提に、新規制の導入時期・方法には十分配慮すべきである。
- ◆ 会計基準や税制等は各国毎に異なるため、それを踏まえた規制の枠組みを構築することで、 実質的な公平性(レベル・プレイング・フィールド)を維持することが重要である。例えば、資本 からの各調整項目の資産計上の前提について、会計・税務制度の差異を考慮し、各国当局 が本規制の目的や基本精神(プリンシプル)を共有した上で、各国の法制度や金融慣行の違 いを踏まえて、受容され得る各国取扱いの差異もあるべきであり、それによって、より効果的か つバランスのある規制を構築することが可能となろう。
- ◆ その場合の比較容易性については、開示の充実等により図られるべきであり、開示の充実は 同時に外部による監視の強化や市場からの信任の獲得にも資する

〇 ビジネスモデルの多様性

- ✓ 安定貯蓄性向の高い我が国では、リテール預金を背景とした銀行経営が一般的である。金融機関のビジネスモデルは、各国の経済のあり方を反映して多様であることや各金融機関の組織体系等に起因する相違等を踏まえ、実質的な公平性の確保を図るべき。
- ◆ 今回の金融危機では、市場調達への依存度が高い投資銀行が実質破綻に陥ったのに対し、 粘着性の高い預金への依存度が高い商業銀行は流動性の危機を免れた。その教訓を踏ま え、新たな規制は、ビジネスモデル毎のリスク・プロファイルに応じた中立的なものとすべきで ある。
- ◆ 金融機関のビジネスモデルは各国の経済のあり方を反映して多様である。安定貯蓄性向の 高い我が国では、リテール預金を背景に、必ずしも高収益ではないが中長期的に着実な成 長を目指す銀行経営が一般的である。マクロプルーデンスの下での危機管理や、適切なリス ク管理ができていたため、本邦では、今般の金融危機において、シャドウバンキングの問題な どを起こすことなく、その影響や傷は浅いものに留まった。
- ◆ さらには、各国の多様性に対処する枠組みである第二の柱の意義が存分に機能するよう留意 すべきである。また、各金融機関の組織形態や法体系の相違等を十分に考慮したうえで、実 質的な公平性の確保を図るべきである。

〇 激変緩和措置等

- ✓ 自己資本の質の強化に限らず、激変緩和のための十分な段階的実施期間とグランドファザリング措置を設けるべき。
- ◆ 包括的かつ抜本的な改革を急激に実施する場合、想定外の弊害を生みかねない。QIS を踏まえた適切なスケジューリングは不可欠だが、QIS はあくまで定量調査であり、市場参加者の心理的な反応を織り込んだものではない。G20 声明にある通り、新ルールの市場参加者への円滑な浸透を図る観点からも、激変緩和のための十分な段階的実施期間と適正かつ包括的なグランドファザリング措置を設けるべき。但し、万一適用後に想定し得なかった重大な問題が発生した場合や強靭性の強化に繋がらないケースが判明した場合等では、柔軟に規制の見直しの議論の機会を設けるべきである。
- ◆ 今後、国際会計基準(IFRS)への移行等、会計基準の変更等が想定されている国に対しては、 その適用の影響を踏まえた実現可能な実施スケジュールも必要である。

○ 適切なコンサルテーション手続

- ✓ 本市中協議文書にはない新たなルールが付加される可能性があるならば、官民対話のプロセス等、適切なコンサルテーション手続を確保すべき。
- ◆ 適切な規制資本の水準を決定する上で、QIS は数少ない貴重な判断基準である。その結果 概要が分からない中でコメント期間が締め切られることは、適切なプロセスではないと考える。 また、本市中協議文書には解釈が困難な個所が含まれており、場合によってはコメント期間 の延長も含めた十分な配慮をお願いしたい。
- ◆ さらに、本市中協議文書の内容よりも実際に導入される規制が厳しいものとなる、あるいは当 該協議文書にないルールが新たに付加される等の可能性があるならば、当該部分について は改めて市中協議、官民対話のプロセスが必要である。
- ◆ 特に、Contingent Capital(強制転換条項)、Write-down Feature(減損条項)については、本年7月に具体的な提案が議論される予定であり、それに関する適切なコンサルテーションとともに、必要な QIS も実施されたうえで、具体的な水準調整が実施されるべきである。

Ⅱ. 各論

1. 資本の質(分子)

Para 46~49

- 流動性サーチャージ/自己資本サーチャージ
- ✓ 大手金融機関が抱えるリスクの金融システム全体への影響は、預金保険制度等の破綻処理法制、監督当局による検査方法、早期是正措置等による事前の予防措置等の充実を図ることで低減させることはできる。
- ✓ 追加的な資本賦課の要否や最低所要自己資本バッファーの規制体系については、各国に おける各種規制・制度の整備状況等に応じて、その枠組みを検討すべき。
- ◆ シムテム上重要な金融機関(大手金融機関)に対する自己資本、流動性について追加賦課を 求めることは、システムの効率性の低下、競争環境の不平等を招くことになる。
- ◆ 大手金融機関が抱えるリスクの金融システム全体への影響は、預金保険制度等の破綻処理 法制、監督当局による検査、早期是正措置による事前の予防措置等の充実を図ることでも一 定程度低減させることはできる。
- ◆ これは、経済全体でみれば追加的な資本賦課よりも効率的であると考えられ、追加的な資本 賦課の要否や最低所要自己資本と資本バッファーの規制体系については、各国における各 種規制・制度の整備状況等に応じて、その枠組みを検討すべき。

Para 10(59, 64, 84)

- 〇 グランドファザリング
- ✓ 新規制施行までに現行基準下で実施された資本調達については、グランドファザリングの措置を構ずるべき。
- ◆ 市中協議文書ではグランドファザリングの時期が不透明であるため、現状の調達マーケットは 混乱しており、各銀行は様子見、あるいは「Tier1 ハイブリッド証券が出せない」「Tier2 リファイナンスの制限を受けている」等、既に影響が出ている。
- ◆ ルール改訂の趣旨を早期に浸透させるとともに、改訂に伴う駆け込み的な対応を牽制する必要はあるものの、グランドファザリングの基準日を本市中協議文書の公表時とすれば、いまだ決まっていないルールを決まったものとして適用することになる。新規制施行日とグランドファザリングの基準日を合わせる等、市場の混乱に配慮すべき。
- ◆ グランドファザリングは、新たなルールの施行時において既に行われている取引については

- 従前の取扱いを認めるものであり、アナウンスメントリスクや市場の混乱を回避すべく、その基準日はあくまで新規制施行日とする旨を明確化すべき。
- ◆ また、新規制施行についても、新規制対応商品の開発・調達準備期間を考慮すると、直ちに 調達ができる環境にない恐れがある。円滑な借換えを行う観点から、既存資本調達商品の借 換えについても十分考慮する必要がある。

〇 適切な移行措置の観点

- ✓ 新規制への移行にあたっては、各国の金融情勢・経済情勢を踏まえ、適用除外や段階的移 行措置を含めた適切な移行措置をとるべき。
- ◆ 現行規制下で発行済の資本性証券において、市場への無用な混乱や悪影響を回避するため、期限のある証券については、現存する限り、永久(期限の定めのない)証券については、新規制導入時より10年程度あるいは初回コール到来までは、少なくとも現行と同一の資本カテゴリーへの算入を認めるべき。
- ◆ 普通株式への強制転換権が付された既発行の優先株については、その普通株に準じた性格に鑑み、特に2012年末の到来後も移行措置を適用し、普通株転換までの期間中もコモン・エクイティとして計上することを認めるべきである。仮にこれが認められないとすると、普通株への転換期日到来を待つことなく、追加的なコモン・エクイティ調達が必要になる。こうした資本効率を損ねる規制対応目的の調達が生じることは、今次規制改訂の本旨ではないはずである。

Para 68, 85

〇 規制比率

- ◆ プリドミナント・ルールの強化等は、株式市場や資本市場が規制見直しの影響を十分吸収できるようになるまで、段階的に対応が図られるべきである。
- ◆ また、ゴーイング・コンサーンベースでの損失吸収性と調達多様化の観点を考慮し、一定の追加的 Tier1 資本が認められるべき。さらに、段階的な導入方法・時期は、各国の金融情勢・経済状況・調達市場環境等を踏まえたものとすべきである。
- ◆ 資本の質の向上、リスク捕捉の強化、流動性規制の新たな導入等を勘案すると、従来の規制 水準より大幅にリスクカバーを拡大することになる。x,y,z の各比率を決定するにあたっては、 自己資本規制やレバレッジ規制、流動性規制などの各規制が独立して一律に保守的に規制 するのではなく、各規制間の相関性を十分に考慮し、全体がパッケージとして非効率なものと ならないよう、各水準は、その合理性も含めて慎重に検証される必要がある。
- ◆「リスク捕捉」によって潜在的な損失が適切に計測され、かつ実際に発生した損失を吸収する

「資本の質」が強化されるのであれば、必ずしも最低自己資本比率自体の引上げは必要ない。 水準の過剰な引き上げは、債務者や実態経済へのコスト転嫁にもつながりかねず、QISにより 十分な検討を重ねるべき。

- ◆ さらに、新規制導入後に予測されるマーケットの変化も踏まえて慎重に決定する必要がある。 特に現在の市中協議文書に則った商品性で銀行がマーケットから資本調達を行おうとすると、 現在より遥かに困難な局面に遭遇することが想像される。
- ◆ バーゼル委員会は、市中協議文書に則った商品のマーケッタビリティを市場参加者(発行会社、引受証券会社、投資家)に十分な調査を行ったうえで、判断するべきである。

Para 87~89

〇 損失吸収性

- ◆ その他 Tier 1、Tier 2 の損失吸収性を高める必要があるとの意見の背景には、今回の金融危機時に公的資金注入によって実質的にゴーン・コンサーンで生きながらえた銀行において、規制資本である Tier 1、Tier 2 証券が損失を吸収していない、応分の負担をしていないことに対する問題意識から出てきたものと思われる。
- ◆ 資本の損失吸収性だけではなく、まずは破綻処理制度を整備し、株主責任を明確にすることが必要と考える。欧米で公的資金を注入された銀行には普通株が減資されていないケースもある。日本では、法律にもとづき金融危機時に(預金保険法第102条による)公的資金注入が発動できるが、さらに(同法第106条により)当該銀行の減資ができる枠組みがある。実際に日本長期信用銀行、日本債券信用銀行では100%減資が行われた。

Para 67~68, 75~77, 89-11, 91

O Tier1

〇 優先株(Tier1)

- ◆ 我が国のように株主資本として区分されている優先株は、その他 Tier 1 資本として必要な損失吸収性の機能を有している。我が国の優先株では、発行体は配当停止の裁量を有し、かつ非累積である。さらに日本では転換条項の有無に拘わらず、発行額の半分は資本金、残りの半分は資本準備金に算入され、株主総会普通決議で資本準備金算入分について、欠損補填に充当することができる。
- ◆ このような優先株であるならば、ゴーイング・コンサーン資本で求められる損失吸収性を有していると言え、市中協議文書の通り、その他 Tier 1 資本に定義付けられると言える。

- 追加条項(Contingent Capital、Write-down Feature)について
- ✓ ゴーイング・コンサーンである Tier1 とゴーン・コンサーンである Tier2 の役割をより明示的に 区別すべき。
- ✓ 強制転換条項または減損条項は、負債性資本の損失吸収性を高める特徴を有し、資本バッファーの調達手段になりえる一方で負債性資本市場を縮小させ、銀行の調達力を弱める懸念等の観点で、投資家・マーケットの視点からの検討が不足している。
- ✓ 強制転換条項および減損条項は、投資家サイドのニーズ・視点を十分に考慮しつつ、安定 的な調達市場が醸成されるまで、十分な移行期間を設定することが必要。
- ◆ 本件については、2010年7月に具体的な提案が議論されると認識している。
- ◆ Para 70 の Tier1 と Tier2 の定義にもとづけば、Tier1 は業務継続(ゴーイング・コンサーン)を 前提として損失を吸収する資本であり、Tier2 は破綻時(ゴーン・コンサーン)を前提として損 失を吸収する資本となっている。
- ◆ ゴーイング・コンサーン・キャピタルである Tier1 と、ゴーン・コンサーン・キャピタルである Tier2 の役割を明確に区別すべき。 Tier 2 は破綻時における預金者を中心とした債権者保護のための資本として引き続き重要な役割を担っている。 Tier 2 は破綻時に損失吸収としての役割を担う仕組みを整備することが重要である。

【その他 Tier 1 基準:強制転換条項、減損条項(Para 91)】

- ◆ 資本性証券の商品性の中で、強制転換条項または減損条項は、負債性資本の損失吸収性を高める特徴を有しており、資本バッファーの調達手段のひとつになりえるが、一方で安定的な資本調達の観点からも、資金の出し手である投資家ニーズ・視点を十分に考慮すべきである。具体的には、コンティンジェント・キャピタル(強制転換条項または減損条項付の負債性資本)が十分な規模で安定的な調達市場が醸成されるまで、十分な移行期間を設定することが適切である。
- ◆ 現状のハイブリッド Tier1 証券を購入する投資家の中心は債券投資家であるが、ハイブリッド Tier1 証券に強制転換条項または減損条項が付与されると同証券を購入できない債券投資家が多く出てくる可能性がある。
- ◆ また、資本構造としては、コンティンジェント・キャピタルの調達コストは、コモン・エクイティより低くないと発行体の調達インセンティブは生じない(調達構造のヒエラルキーの問題)。 現時点では市場のコンセンサスが形成されておらず、不確実性が高いため、望ましい階層構造となるかは不明である。従って、コンティンジェント・キャピタルの商品性の設計と導入方法は、市場の選好と能力を十分かつ慎重に考慮した上で判断すべきである。
- ◆ その他 Tier1 としての負債性調達手段に、強制転換条項や減損条項が必要になったとして も、そのクーポンの取り扱いは税法上損金算入できるものであってもよい。

【Tier 2 基準:強制転換条項、減損条項(Para 91)】

- ◆ Para90 にあるとおり、Tier2 資本の目的は破綻時の損失吸収性にあり、破綻前の損失吸収性は不要と考える。従って、強制転換条項および減損条項が付された商品は、ゴーイング・コンサーンベースとして Tier1 またはその資本バッファーの範疇で認められるべきである。
- ◆ 仮に、強制転換条項または減損条項が、Tier 2 の算入要件とされる場合には、トリガーポイントの設定条件は、その他 Tier1 と異なるものとし、Tier 2 の役割たるゴーン・コンサーンベースの観点を、より明確化すべきである。また、その場合の損失分担については、規制資本間の序列がきちんと整理された、規制上の緻密な要件設計が必要である。
- ◆ より具体的には、銀行が法的破綻した場合には、Tier2 資本は、普通株式への転換または減損はなくても損失吸収して費消されることから、同条項が問題になるのは、実質的にゴーン・コンサーンでありながら生きながらえるケースである。これは破綻処理の枠組みの中でトリガーポイントを考えるのが妥当であり、例えば、本邦における預金保険法第 102 条第 1 項第 2 号(第二号措置)または第 3 号(第三号措置)による債務超過の金融機関に対する対応がそれに該当すると考える。

Para 78, 90-4

O Tier2(定額償却)

- ◆ 市中協議文書において、Tier2 は破綻時を前提とした損失を吸収する資本(ゴーンコンサーンキャピタル)として、従来の「補完的資本」から目的を変更している。Tier2 資本は、破綻時の損失吸収力が期待されている資本であり、破綻した際の清算価値に、残存期間は直接影響を与えない。
- ◆ 「満期前の残存 5 年における規制資本は、毎年定額償却される」とあるが、Tier2 のゴーン・コンサーン・キャピタルとしての性質に鑑み、当該損失吸収力を認めている限りにおいて、定額償却に係る当該規定は不要と考える。

Para 90-4

O Tier2(ステップアップ金利)

- ◆ ステップアップ付きは引き続き認めるべきである。コールの蓋然性から来るステップアップの廃止論は、ゴーイング・コンサーンベースの損失吸収性を求めるその他 Tier 1 とゴーン・コンサーンベース(破綻時)の損失吸収性を求める Tier 2 では、切り分けて考えるべきである。市中協議文書でも提言されている通り、Tier 2 調達は期限付を認めており、償還を前提としている。そのため、ステップアップによるコールのインセンティブは、償還を前提とした Tier 2 調達の一部として考えるべきである。
- ◆ Tier 2 のゴーン・コンサーンとしての機能、期限付きであること、コール行使は監督当局の事 前承認が必要なこと、を勘案すると、コールまでの期間を設定すべきではない。

◆ 資本調達の多様性の維持、最大化の観点からは、Tier 2 の機能を維持する範囲内で、様々な投資家のニーズに合った多様な商品設計を維持することは重要であり、投資家ニーズのある「ステップアップ金利付き商品」や特に個人向けの「初回コールまでの期間が5年未満の商品」(本邦の個人向け劣後債はすべて3年コール。マーケット規模約2兆円程度)等も現行規制通りTier 2 として認めるべきである。

Para 92

〇 コールオプション

- ◆ コールオプションは、資本政策の柔軟性を確保するためにも、必要不可欠である。
- ◆ コールオプションは資本の質を悪化させておらず、かつコールオプションを付与したからといって必ず償還するものではない。実際にコールが行使されない案件もいくつも出てきており、 償還に対する市場の期待を高めることはない。またコールの行使には、監督当局の事前承認が必要とされており、銀行は十分な自己資本を維持できるか、同質以上のものにリファイナンスすることを示す必要があることが明確に定められている。

Para 95

〇 調整項目(少数株主持分)

- ◆ 少数株主持分は、対応する子会社のリスク・アセットの損失吸収バッファーとなりうるものであり、 少数株主持分全額をコモン・エクイティの対象外とすることは不合理である。
- ◆ 少数株主持分に対応する子会社のリスク資産が分母に計上されている一方、分子から少数 株主持分を控除することは不合理であり、分子から少数株主持分を控除するのであれば、少 数株主持分に対応する子会社リスク・アセットを分母から控除する枠組みが必要である。

Para 85, 96

○ 調整項目(OCI)

- ◆ 市中協議文書中では、コモン・エクイティにその他包括利益(Other Comprehensive Income: OCI)を加えるとなっているが、未実現損はコモン・エクイティに反映(調整せず)し、未実現益の取扱いは今後検討となっている。
- ◆ 損失吸収性の観点で、評価損をコモン・エクイティに反映する(調整しない)場合には、少なくとも評価益と評価損は対称的に計上すべき。OCI の増減は、連続的に損失吸収力に連動する一方で評価損のみを反映することは、コモン・エクイティの損失吸収力に大きな段差を持たせることになる。

◆ OCI の評価損益の双方をコモン・エクイティに反映することは、トレーディング勘定等とコモン・ エクイティへ与える影響が同等となり、バンキング勘定とトレーディング勘定における評価損益 の差異(実現・未実現)による裁定取引を抑制することができる。

Para 97

○ 調整項目(その他無形資産(ソフトウェア等))

✓ ソフトウェア等キャッシュフローを生み出す資産は控除すべきではない。

- ◆ 現状の市中協議文書では、無形固定資産がコモン・エクイティの調整項目となっている。これは、資本の損失吸収性を追及した結果、無形固定資産が換金性を有していないという考えにもとづくものと考えられる。
- ◆ 有形固定資産の中でも換金性を有していない項目は存在する。銀行の資産の殆どは金融資産であるが、一方でソフトウェア資産の大宗は銀行のキャッシュフローの源泉である勘定系システムであるなど、有形、無形によらず、複数の資産が一体となって事業キャッシュフローを生み出すものもある。従って、換金性の有無よりも、事業キャッシュフローを生み出す重要な資産であるかどうかも判断材料に加えるべきであり、換価性がないとの観点のみから、ゴーイング・コンサーンベース資本から除外することは適切ではない。
- ◆ 換金性の有無に拘わらず、会計基準およびソフトウェアの開発の違いにより、日本ではソフトウェアは無形固定資産に計上され、欧米ではソフトウェアは多くの場合、ハードウェアと一体で有形固定資産にされている。無形固定資産に計上された場合のみ、換金性のテストを課されるのは妥当性に欠ける。
- ◆ 本邦では、勘定系システムは自社開発が中心であり、会計上はソフトウェアとして「無形固定 資産」に計上されている。一方で、欧米銀のソフトウェアは、ハードウェアと一体で外部から購入されるケースが多く、会計上「有形固定資産」に計上されている。「無形固定資産」の中身、 会計上・税務上の取り扱い・ビジネス慣行の違いを十分に考慮せずに、コモン・エクイティから 全額控除することは、一貫性に欠けると考える。調整項目の検討は、各国の資産の実態、会 計基準の違いを十分検証することが重要であり、一律に控除するのは、銀行経営の安定性を も揺るがしかねない。
- ◆ 無形固定資産のうちの無形リース資産について、リース資産はリース債務とバランスするものであり、むしろ「借入による固定資産の取得」に近いため、「無形資産」に区分されていることのみを以って「普通株式等」から控除することは適当ではない。

Para 98

- 調整項目(繰延税金資産)
- ✓ 各国の会計・税制の違いを踏まえ、国際的な比較可能性の確保から、Tier1 資本の 20%等 一定水準まで算入を認めるべき
- ◆ 繰延税金資産(DTA)は、会計上、ゴーイング・コンサーンを前提として初めて計上が認められものであり、かつ、金融機関の経営状況に応じて計上額が毎年見直されるものでもあり、ゴーイング・コンサーンベースの資本であるコモンキャピタルから控除することは適切ではない。繰延税金資産は、内部留保に近い性質を持つものであり、ゴーイング・コンサーンベースの資本であるコモン・エクイティに含めることが妥当と考える。
- ◆ また、還付金の扱い、各国の会計基準、税制の特徴、それに伴う財税差が大きく反映される 項目である。日米では財税差が大きく、DTAが大きく計上される傾向があるのに比して、欧州 では税務が会計に準ずることが基本理念としてあるために財税差が小さいため、DTAは比較 的小さくなる傾向がある。従って、各行にとっては、DTAを資本から全額控除することは、一 律コモンキャピタルから控除するとした場合、各国の会計基準の違い等にもとづく差異が発生 し、レベル・プレイング・フィールドの観点から公正さを欠くものである。
- ◆ 他方では、少なくとも各国会計基準に従って、相当のストレスをおいて見積もられた利益計画に対し、バックテストを踏まえた適切な調整がなされた上で、第三者外部監査を受けたものなど、相当の蓋然性を有した数値が計上されている場合においては、全額算入が許容されてもおかしくないと考える。その上で、仮に全額算入が困難な場合についても、例えば、本邦会計基準上では、3 期連続で重要な税務上の欠損金を計上している場合等、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができないと判断されるような、相当の業績悪化がない限りにおいては、計上想定より業績が悪化した場合でも、最低1年分は計上が認められるルールとなっており、規制上も、少なくとも予見性の高い期間に相当する金額は認められるべき。
- ◆ 従って、中立的に扱う場合においても、少なくとも全額控除は過剰であり、Tier1 資本の一定 水準まで(例えば Tier1 の 20%までのようなルール)算入可能といった措置も有り得るだろうし、 グローバルに税務を統一することは不可能であるため、各国財税差を加味することが妥当で あろう。
- ◆ また、中立的に引当を積むと繰延税金資産が増加するため、繰延税金資産の全額控除によって、慎重な銀行ほど結果的に罰せられてしまうという規制間の矛盾があることを指摘したい。

Para 100

〇 調整項目(自己株式)

◆ インデックスに含まれる自己株は意図的に保有している訳ではなく、かつポートフォリオに占める割合が僅かであるため、インデックス中の自己株を控除対象にすることは、残高把握のた

- めのコスト負担を強いるだけのものであり、控除対象に含めるべきではない。
- ◇ さらに、連結子会社が保有しているインデックス・ファンドを捕捉して、控除対象とすることは、 影響度が極めて小さい割に、実務負担が大きく現実的ではないと考える。

Para 101

- 調整項目(ダブル・ギアリング)
- ✓ ダブル・ギアリングの対象を金融機関に対する投資に幅広く適用すると、例えば、外資出資 規制のあるアジア諸国等においてマイナー出資を通じた提携が困難になる等、金融機関の 業務拡大に係る健全なインセンティブを阻害する可能性がある。
- ✓ 破綻の影響の波及が一定程度分断されている国・地域を跨ぐ出資であれば、平時においてはグローバルマネーの活性化を生むとともに、危機時においては金融システム全体の安定化に資する出資にもなりえる。
- ✓ したがって、対象を一定経済地域内あるいは国内金融機関出資に留める等、各国・各地域の金融システム構造等を踏まえた慎重な対応が必要。
- ◆ ダブル・ギアリングを調整項目とするのは、損失吸収性という本来のゴーイング・コンサーンの 観点ではなく、マクロプルーデンスの観点からきている。つまり、金融機関の調達を外部から の調達を基本とすることが、金融システム全体の安定に繋がるという発想にもとづいている。よ って、ダブル・ギアリング自体が損失吸収性を阻害するものではなく、ゴーイング・コンサーン の議論と切り離して議論すべきである。
- ◆ 同一国あるいは同一経済地域内での金融機関同士の出資は、当該国・地域における連鎖破 綻のリスクを増大させる可能性がある一方で、破綻の影響の波及が一定程度分断されている 国・地域を跨ぐ出資であれば、平時においては、グローバルマネーの活性化を生むとともに、 危機時においては、逆に世界全体の金融システムの安定化に資する出資にもなりえる。
- ◆ 実際に、今回の金融危機においては、中東諸国からのオイルマネーや日本の大手金融機関による出資等が、欧米政府当局の公的資金注入を回避し、かつ欧米行を危機から救済したことで当該国・地域での連鎖倒産のリスクを大きく軽減させた。
- ◆ ダブル・ギアリングに係わる Materiality Rule, Aggregation Rule, Correspondence Rule 等のルールも含め、ダブル・ギアリングを金融機関に対する投資に幅広く適用すると、金融機関の投資を通じた国内外での業務拡大に係る健全なインセンティブを阻害する可能性がある。例えば、アジア諸国には、外国銀行による自国銀行・金融機関への出資規制を行っているところが多い(外資による出資規制上限:中国20%、インド5%、ベトナム15~20%、マレーシア20%、タイ25~49%等)。この場合、連結出資によるリスク・アセットの扱いと、10%超等ダブル・ギアリングのマテリアルルールにて全額資本控除となる扱いの違いは大きく、アジア地域でのマイナー出資を通じた提携等に障害となる。(これを連続的な扱いするべく、例えばダブル・ギアリング出資をリスク・アセットに計上する方法等も考えられよう)

- ◆ 資金需要が旺盛な地域であっても、各金融機関が国境を越えた商業銀行間の協力・連携を 削減せざるを得ず、顧客利便性や金融の発展・円滑化の阻害に繋がりかねない。
- ◆ 控除対象となる金融機関の範囲および reciprocal cross holding agreement の定義については、金融機関の業務範囲や定義が各国の法制に依拠していること等に鑑み、慎重な検討を行うべきである。
- ◆ ダブル・ギアリング規制の拙速な対象の拡大は、持合い解消による株価下落を招く等、市場に混乱を来す恐れがある。ダブル・ギアリング規制は、今回の金融危機の教訓、理論的根拠だけでなく、各国の金融政策、金融機関の調達構造、長期的な実証分析を踏まえた上で、慎重に対処していくべきである。
- ◆ トレーディング勘定で保有する金融機関向け出資を控除対象とすることについては、証券会 社の株式引受等のリスクテイク力が大幅に低下し、健全な市場運営が阻害されることや、金融 機関の自己資本充実(外部からの資本調達)に多大な悪影響が懸念される。業務上、一時的 な引受け等を目的とした保有株式は適正なリスク管理を前提として除外していただきたい。
- ◆ また、インデックス・ファンドから、ダブル・ギアリングの対象銘柄を算出することも、自己株式と同様で、現実的ではないと考えられる。インデックス・ファンドへの投資は、個別の金融機関ではなく、銘柄や業種を分散して投資することで株式マーケット全体のリスクテイクやポートフォリオのヘッジを目的としたものである。金融機関のみを資本控除とした場合、これら分散投資の投資バランスや相互の相関関係が崩れることに繋がりかねず、インデックス・ファンド市場にも大きな影響がある。また、インデックス・ファンドのリスク・ウェイトを株式等内部モデル手法で計算している場合には、資本賦課の二重計上となり、適切なリスクキャプチャーを実現できない。

Para 102, 103

- 〇 調整項目(EL 超過分)
- ◆ EL に対する引当金の積み立て不足については、コモン・エクイティより控除する取扱いとなり、 過少引当に対するインセンティブは排除される。引当積み立てに対するインセンティブを十分 に確保するために、現行の算入制限(標準的手法にもとづく信用リスク・アセットの 1.25%、内 部格付手法にもとづく信用リスク・アセットの 0.6%)は撤廃すべきである。

Para 106, 107

- 〇 調整項目(確定給付年金)
- ✓ 国・地域によって退職給付会計制度が異なるため、各国制度に応じて対応すべき。IFRS が 今後導入される国においては、一定のグランドファザリングが導入されるべき。

- ◆ 国・地域によって退職給付会計の制度が異なるため、適用にあたってはこの点を十分に考慮すべきである。
- ◆ 日本の会計制度では将来IFRSが適用される予定だが、その際、会計上の差異が解消することが見込まれる。さらに、IFRS 導入までの間のコンバージェンスの一環として、年金の積立不足を全額負債計上することが検討されている。よって、各国の比較可能性の観点から、調整項目としての確定給付年金は、IFRS 適用またはコンバージェンス実施時期までの間、グランドファザリング(適用除外)とするべきである。
- ◆ 仮に、前払年金費用を調整項目とするのであれば、現在例えば米国の Pension Liability Adjustment (税効果勘案後の退職給付債務の積立不足分)が即時認識による自己資本調整勘定となっていることと平仄が取れない。同一とするのであれば、前払年金費用でなく、税効果勘案後の退職給付債務の積立不足とすべき。
- ◆ さらに、年金資産の中で株式の占める割合が比較的高い場合、株価変動の影響を直接的に受け易く、コモン・エクイティの調整項目となれば、本質的には長期運用資産である年金資産が短期的にはシクリカリティを増幅させる懸念がある。また、退職給付制度の見直しや資産の入れ替えにより、株式市場への悪影響が景気回復を阻害する虞もあるため、これらの観点からも段階的導入等の一定の配慮が必要である。

Para 108

〇 残りの 50:50 控除

◆ 資本基準 8%をメルクマールとした一律 1,250%のリスク・ウェイトとするよりも、(1/z% * 100)% のリスク・ウェイトを分母に計上する方が、最低資本比率の高低に応じた公平なリスク・アセットを計上する仕組みと考える。最大損失可能額より大きい自己資本を求めるべきではない(「z」は Para85 等で提案されている自己資本比率の数値)。

Para 109

〇 開示

◆ 調達明細の中には、私募調達等、投資家の観点からストラクチャー等も含めた詳細な開示が 困難な場合も存在する。調達明細を全て開示するのではなく、重要性の観点も踏まえるべき である。

2. リスクの捕捉(分母)

〇 総論

- ◆ 金融機関同士の取引において、カウンター・パーティ・リスクの時価変動リスク等にかかる EAD の認識の拡張に加えて、資産相関を考慮してリスク・ウェイトの水準を上昇させるといった、累積的に資本賦課の増加が求められているので、それぞれの水準を設定する場合には、累積的な増加について配慮を行っていただきたい
- ◆ 企業向け金融の円滑化への悪影響等を考慮し、事業法人の実需にもとづく取引への過度な 資本賦課は行わないよう配慮いただきたい。
- ◆ また、今回の危機がバンキング勘定とトレーディング勘定で生じた影響は異なっており、影響の大きかったトレーディング勘定については既に規制の見直しが行われている。今回、金融機関の資産相関の見直しというバンキング勘定に大きな影響を及ぼす見直しは本当に必要なのか、再度検証をお願いいたしたい。
- ◆ CVAに係る資本賦課については、国毎等によってリスクの実態(損失として発生した事象およびその影響額等)が異なっている可能性があり、当該実態を踏まえた制度設計(導入時期やリスク・アセット算出方法等)が必要。
- ◆ また、市中協議案で提案された計測手法については、あらたに検討すべき点も多数存在して おり、見直しを実施の上、再度市中協議を実施すべき。

Para 123~125

- CVA の資本賦課の対象に関する問題点
- ✓ CVA(信用評価調整)の資本賦課に関して、事業法人の貿易取引などといった実需にもとづく ヘッジに対して、投機的取引と同じ資本賦課を求めるべきではない。
- ✓ また、事業法人の実需にもとづく取引は分散しており、システミックなリスクの発生可能性は低い。企業向け金融の円滑化への悪影響等を考慮した検討が必要。
- ◆ OTC デリバティブには、企業の経常取引(いわゆる実需)のヘッジ(金利 ALM や輸出・輸入 代金の為替ヘッジ、対企業与信のヘッジ等)として活用する側面と、積極的にリスクを取るた めに活用する側面の2面性がある。後者の場合は中途で解約やヘッジ等が行われるため、市 場リスクの保有であり、今回の規制の対象になることは理解できる。一方、前者は、基本的に は、期間満了時まで契約が継続され、中途で解約することは原則ないため、会計上は同じトレ ーディング勘定ではあるが、取引の実態は信用リスクの保有である。
- ◆ 特に事業法人の実需にもとづくヘッジのニーズに応えることは商業銀行の本業の一部であり、 こうした取引と投機を区別することなく、かつ外部格付のない事業法人に対して懲罰的な資本

- 賦課となる計測方法は行き過ぎた設計といえる。結果として市中協議案は、事業法人取引の 多い商業銀行にとって、相対的に unfair な影響を被る形となっている。よって、事業法人の実 需取引については、追加リスク計量は不要であるため、本規制の対象外とすべきと考える。
- ◆ また、今回の金融危機では、一部の金融機関の信用状態の悪化が金融システムを通じて急速かつ連鎖的に拡大した一方、事業法人の信用状態の悪化が実体経済に与えた影響はあったものの、一気に連鎖的に信用状態が悪化する金融機関とは、リスクの性格が大きく異なっていた。加えて、事業法人取引においては取引当たりの規模は小さいため、金融機関の存続に影響を与えるものではなく、過去においてもそういう実績はない。このことからも、今回のターゲットが、金融機関であることは理解できるが、事業法人の実需取引は対象外とすべきと考える。

〇 計測方法の問題点

- ✓ 資産相関の見直し、時価変動リスクの捕捉、誤方向リスクへの対応等の各項目については、 QIS の結果等を踏まえ、累積的な資本賦課が過剰になっていないか検証する必要がある。
- ◆ 今回提案された方式では、以下の通り、不明確または過度に保守的なものとなっている部分があり、コメント、QIS 結果を吟味頂き、より実態に即した形に変更すべき。
- ◆ 信用スプレッド相当の現在価値を債券相当額としているにもかかわらず、その変動リスクを計測するのに、個別リスクだけでなく、無リスク金利の変動リスクである一般市場リスクも資本賦課するのは重複となる。
- ◆ 債券のマチュリティについて、「カウンターパーティに係るネッッティング・セットのうち最も長い 実効マチュリティ(the longest Effective Maturity across OTC derivative netting sets with this counterparty)」とあるが、これは過度に保守的であり、エクスポージャーで加重平均した マチュリティを採用するのが適切と考える。
- ◆ また、実効マチュリティには信用リスクと同様のキャップの設定を決定願いたい。
- ◆ 割引率として提示されている CDS スプレッドは、国際的には大半の市場で流動性がなく。そうした指標を使用してリスク・アセットを計測することは、最低所要自己資本を過度に不安定にする問題がある。
- ◆ マーケット・リスクの計測において、個別リスクを標準的方式で算出する銀行は、デフォルトリスクも含めたリスク量の計上が求められる一方、個別リスクを内部モデル方式で算出している銀行は、デフォルトリスクは除ける措置が採られており、標準的方式採用行に不利益な設計となっている。
- ◆ 債券相当額算出時にクレジットスプレッドを使用する場合は、担保を EAD で勘案できない CEM 方式が不利となる設計になっている。採用手法による有利・不利が生じないように担保 の適用方法を整理する必要がある。
- ◆ 今回の算式は、ストレス VaR の加算や保有期間調整等により、計測上の元本(債券相当額)

に対し極めて高いリスク・ウェイトを課されることになる。どんなに優良なケースでも非デフォルト 最下位のリスク・ウェイト、また無格付扱いとなればデフォルト並みのリスク・ウェイトになるのは 不条理である。

- ◆ さらに、使用する格付けが、信用(内部格付け)とマーケット(外部格付け)で異なることについて、その影響も含めた整理がなされていない。仮に、マーケット・リスク手法(個別リスク標準的方式部分)での算出に内部格付けが使用できないとなると、社債を発行していない内部格付け上優良な企業は無格付け企業扱いとなり、上記の通りデフォルト並みのリスク・ウェイトが強要されるとともに、信用リスクとの平仄も採れないことになる。
- ◆ 債券相当額のマーケット・リスク相当額に内部モデルを用いて計算する際に、マーケット・リスク規制の枠組みをそのまま適用することになっており、直近 60 営業日の VaR 算出が必要となるが、日次で規制 EAD 額や CDS スプレッド等を更新して計測することは実務上困難であり、多大なシステム投資を必要とする。「算出基準日の VaR×超過回数に応じた乗数」など、より簡便な方法とするのが現実的。

〇 対応案

- ◆ マーケット・リスク手法を使った計測方法への適合性の検討が十分でないことに加え、マーケット・リスク計測の抜本的見直しとの整合性の問題もあることから、本格的なマーケット・リスク手法を用いた CVA 相当額の算出は、マーケット・リスクの抜本見直し時まで延期し、当面は、簡便な方法による算出方法の採用を提案する。こうした方法は人的・物的負荷軽減の観点で、市中協議の中で提案されている案に比し相当なメリットがある。
 - ✓ 現行のカウンター・パーティ・信用リスクに何らかのスケーリングファクターを設定しリスク・アセットを計測する。
 - ✓ スケーリングファクターを適用する対象は、金融機関(含むヘッジファンド・投信等)とし、事業法人等、金融システミック・リスクに影響を与えない先は除外する。
 - ✓ スケーリングファクターの検討においては、マーケット・リスク算出手法の違いや、信用リスク 算出手法の違い(CSA 担保の考慮等)により、不利益を被らないよう、公平性を重んじたス ケーリングファクターを設定する。尚、マーケット・リスク計測の抜本見直しに先行してマーケ ット・リスク手法を使った計測方法を導入する場合は、抜本見直し時の扱い・民間への負担 に関する明確なコミットメントを求める。

Para 135

○ 金融機関の資産相関(AVC)について

◆ システミック・リスクへの対応は流動性規制と危機時における中央銀行の流動性コントロール 等ポリシーミックスによりなされるべきであり、例えば、今般の金融危機におけるシステミック・リ スク発生の直接的な原因ではないインターバンク貸出等にも資産相関(AVC)の引き上げを 適用し追加資本賦課することは、不適切だと考える。

Para 135~139

○ 金融機関の定義について

- ◆ 資産相関係数の見直しについては、当該対象先に関する分析結果の官民での共有化を踏ま えた慎重な検討が必要であり、今回、金融機関のみを取上げ、あえて第一の柱の対象とすべ きではない。本来、規制上の取扱いにおいては、国・地域、業種等の集中リスクや、個社の集 中リスク等について、第一の柱では取扱わずに、第二の柱での対応となっている中で、当該 対象について区分し、対応するような必要性があるか、慎重な検討および認識の共有化が官 民で必要と考える。
- ◆ 資産相関(AVC)の乗数の適用を区分する資産規模 250 億ドルの根拠が不明確である。また 今回の危機の直接的な要因となっていない金融機関の預貸構造の調整を行う国内コール市 場までも追加資本が賦課されることは本当に必要なのか十分に検証願いたい。
- ◆ 資産相関の見直しについては官民会合等により、認識の共有化を図るべく努力願うとともに、 アセット区分と異なる定義であり、相応のシステム開発に時間も要することから、充分な移行期間を設けて欲しい。
- ◆ 非規制対象の金融仲介機関については、業務内容による区分は実態的な把握が困難であり、 国際的に比較可能な枠組みに耐えうる明確な定義を求める。

Para 164

○ レバレッジの高いカウンター・パーティの取扱い

- ◆ 「レバレッジ比率の高いカウンター・パーティや資産の多くが市場性資産で占められるカウンター・パーティ」とあるが、中小企業なども財務レバレッジが高い場合や、多くの商品在庫を抱えている場合があり、本定義では該当してしまう可能性がある。より範囲が限定されるような定義にするか、para139では非規制金融機関と同じにするか、検討頂きたい。(非規制金融機関と同じにする場合、相関の乗数引き上げとPD引き上げの相乗効果を勘案の上、それぞれの水準を決めて頂きたい)
- ◆ また「PD 推計はストレスによるボラティリティが高い時点の運用状況を反映すべき」とあるが情報の入手や推計の技術的な問題等の課題があり、例えば平常時のPDに一律の乗数を適用する等、フィージビリティーも念頭においた実施を検討頂きたい。

Para 186

○ 外部格付への過度な依存の見直し

◆ 証券化商品の格付の透明性を高めるためには、格付手法や主要データの公表を促す仕組みも必要である。銀行独自の信用リスクモデルの信頼度、データ蓄積にはバラツキがあり、特に証券化商品ではその傾向が顕著なことから、外部格付に依存せざるを得ない環境にある。それを補完するために、主要なリスク分析のデータ・格付手法を格付機関や監督当局が開示することが望ましい。

3. レバレッジ比率

Para 202~207

- レバレッジ比率規制の位置付けについて
- ✓ 邦銀では、貸出を十分に超える預金を保有し、その潤沢な余剰資金で国債を支えているが、 このように健全な資産・負債構造を持つバランスシートと、レバレッジ取引で膨らんだエクス ポージャーとを同等に規制すべきではない。
- ✓ また、国債等を良質な流動性資産とする流動性規制との整合性も欠くことから、レバレッジ比率規制は、第一の柱での規制ではなく、第二の柱における規制として、各国当局が自国の実情に合わせてモニターする指標として設定すべき。
- ◆ レバレッジ比率規制については、好況期にレバレッジを減らす方向で、また、不況期には過度なレバレッジ解消につながらないことを目的とする規制指標であるべき。また、運用にあたってもそのような趣旨を損なわないようにするものとして位置づけられることを支持する。
- ◆ レバレッジ比率の位置づけについては、流動性規制との相互作用があり、また各国によって会計制度、預金保険制度、間接金融の位置づけ、ビジネスモデル等が異なる中、その絶対水準は大きく異なり、国際的な統一水準として第二の柱で管理すべき。これらを踏まえて、グローバルに一律な規制として第一の柱への移行を視野に入れるのではなく、以下のような各国の実情を踏まえた適切な取り扱いとすべき。
 - ▶ 本比率は、各国の会計基準や資本市場の在り方、バランスシート特性に大きく左右され、 各国で差異の大きい比率である。
 - ▶ 流動性の高い国債等を分母に加えた場合には、国債等を売る行動に繋がり、無用の混乱を招くばかりか、質の高い流動性資産を保有させようとする規制の方向性に逆行する。
- ◆ 従って、レバレッジ比率導入に当たっては、第一の柱の規制ではなく、あくまでも規制内容に対応した複数の指標等による第二の柱上のモニタリング手段としての規制とし、各国の実情に応じた柔軟な対応が検討されるべきである。
- ◆ レバレッジ比率の定義では、流動性規制との整合性に配慮し、国債や現金等については分母から控除するべきである。

Para 208

〇 質の高い自己資本

◆ 分子の自己資本をコモン・エクイティに限定せず、好況時・不況時等に応じて、その他 Tier 1 および Tier 2 を加えた自己資本を対象とする等、資本項目に可変性を持たせ、好況期にリスクを取らず、不況期ではプロシクリカリティを抑制することも検討できよう

◆ 仮に、分子たる資本の定義を狭めた場合、指標としての安定性を欠く虞れもある。資本の質が今回の見直しで強化されるのであれば、本レバレッジ指標でさらに、狭義の資本を用いる合理性に乏しいと考える。

Para 212~216

- 〇 会計上の値・ネッティング
- ◆ エクスポージャーは原則会計上の数値(総資産)をベースにするが、デリバティブやレポ取引等については、各国の会計制度の差が顕著にならないよう、計上方法を統一すべきである。 各国、各行の裁量や、各国の会計原則と IFRS の差異が大きいこと等を考慮した対応が必要と考える。

Para 219

- 質の高い(リスクの低い)流動性資産
- ◆ 現預金のみならず、特に国債など質の高い流動性資産を控除しないと、低リスク高流動性資産の保有を促す流動性規制と整合的に並存できない。国全体のバランスシート構造・流動性の構造にも配慮すべきであり、リスクの高い資産を抑制できる指標にするべきである。
- ◆ 金融機関毎の B/S 構造(預貸率は欧米:100%超に対し、本邦:70~75%) および ビジネス モデル(国債保有率は米:数%に対し本邦:3 割強)が異なるが、例えば、日本の金融機関は、リスク・ウェイトがゼロである国債を大量に保有している。これは、安定貯蓄性向の高い我が国 では、潤沢なリテール預金を背景に、銀行が、適切なリスク管理の下で安定した運用を実施してきた結果であり、このB/S構造は、今般の金融危機で問題を引き起こすことなく、むしろ、本 邦金融システムの安定性を下支えしてきた。かかる点を踏まえれば、補完的指標と位置付けた上でも、B/S 上の数値をそのまま使用し、絶対水準規制を設けることは、かかるビジネスモデルの否定にもつながりかねず、この観点からも、少なくとも国債などの低リスク高流動性資産は控除される必要がある点は自明である。
- ◆ 国債およびそれに伴うレポ取引をレバレッジ比率の対象とすることは、金融機関のコントロールできない要素を織り込むことで、レベル・プレイング・フィールドを損なうこととなり、また各国の国債管理政策(入札時の引受、価格形成、市場の流動性等)に悪影響を与える可能性がある。特定の質の高い流動性資産を控除する影響を調査する際には、こうした背景も十分考慮すべき。
- ◆ これらを総合的に勘案すると、単純なレバレッジ比率が導入された場合、銀行に期待されている社会インフラとしての預金の受入れや国債の購入など、様々な機能にも支障が出てくるおそれがあり、指標の設計としては以下の調整を行うべきであると考える。
 - 流動性の高い極めて良質な資産(現金、中銀への預け金、国債等バーゼルⅡにおいてリ

スク・ウェイトがゼロである資産など)は、レバレッジ比率算定のエクスポージャーから控除

▶ さらに、オンバランス上の流動性(リスク)の高い資産と低い資産を残高ベースで一律に同額のエクスポージャーとすべきではなく、よりリスクの低い資産を持つようなインセンティブを与える枠組み(バーゼル II のようにリスクセンシティブなウェイト付け)が望ましい。

Para 233

〇 オフバランス項目

- ◆ 未使用コミットメントの掛目は、産業界の安定的な資金調達に及ぼす悪影響が想定されるため、この点に配慮し、実態のリスクに即した範囲とし、高レバレッジの要因とならない取引に対して過大にならないようにするべきである。
 - ▶ 未使用コミットメントの全てが実エクスポージャーになるわけではなく、CCF100%の信用 掛目を一律に適用することは、実態よりエクスポージャーを過大にし、取引先の安定資金 調達ニーズに対応するためのコミットメントラインや機動的な流動性の提供に支障をきた す恐れがある。
- ◆ 未使用コミットメント枠に対しては、バーゼル規制上認められるCCF掛け目によりエクスポージャーを算出するべきである。また、バーゼルⅡ規制と同様に、残高ベースではなくリスクセンシティブなウェイト付けを用いるべきである。

Para 236

〇 情報開示

- ◆ 開示については(自社の)水準の妥当性を説明できる仕様とすべきであり、その計測手法や 内部管理体制等を記載する。
 - ▶ 各国によって、また同じ国内であっても、ビジネスのポートフォリオ・モデル、リスク管理能力が異なることから、取り得るレバレッジの水準・範囲も異なる。
 - ▶ 一律規制もしくは各国の裁量のいずれになった場合でも、水準比較されることから、レバレッジ比率算定根拠の開示は適切である。
- ◆ 算定対象の前提やモデルを開示し、各国の監督当局のモニタリング対象とする。

4. プロシクリカリティの抑制

Para 242

- 景気循環を減少させる PD について
- ✓ 現行のリスク・ウェイト関数は、確率論的なアプローチで PD の平均値から 99.9%タイル PD を算出するモデル。この PD にさらにストレスをかけることは二重にストレスをかけることになり論理的でなく、金融危機を含む長期平均 PD が望ましい。
- ◆ 規制資本モデルは、そもそも、確率論的なアプローチを用いており、ストレス PD は論理的な整合性がない。より具体的には、現行の RW 関数の基本は、PD の平均値を入力し、99.9%タイル PD を算出するモデル。入力する PD にストレスをかけることは二重にストレスをかけることになり、論理的でなく、過剰な資本を要求する規制となる。
- ◆ 最低所要自己資本のシクリカリティを排除する為の安定的なPD推計については、ストレスPDではなく、長期平均PDが望ましく、今回の金融危機がPDの観測期間に加わることで、PDの過小評価の問題は十分に解決可能と考える。
- ◆ 本提案の検討にあたっては、PDの実績値と推計値の乖離状況についての国際的な調査・分析を十分行い、長期データで補完する必要があるかどうかを各国ごとに判断すべき。同時に、過度に保守的なPD推計値とならないよう要望する。

Para 243~246

- フォワードルッキングな引当と EL の関係について
- ✓ 引当金は償却以外にも、当該資産の売却、担保カバー、リスクヘッジ等により、任意に取り崩して損失を吸収することが可能であり、ゴーイング・コンサーンベースでの損失吸収性は認められる。引当金の積立てを促進するのであれば、期待損失に対する引当不足額だけではなく、引当超過額についてもコモン・エクイティへの算入を認めるべき。
- ◆ 期待損失に対する引当の不足額について、全額コモン・エクイティからの控除を求める理由に、過少引当により内部留保を積み上げることへのインセンティブ抑制の為とあるが、それであるならば、逆に期待損失に対する引当超過額についてもコモン・エクイティへの算入を認めるべきである。
- ◆ 引当金は当該資産を売却等によりオフバランス化する際に、その損失を吸収することが可能であり、ディストレス債権の市場を考えると、ゴーイング・コンサーンベースでの損失吸収性は認められると考えられる。また本提案の「景気変動に対して安定的に積み上げる枠組み」は、正しくゴーイング・コンサーンベースでの損失吸収力を有することに他ならないので、その導

入へのインセンティブとしても期待損失に対する引当超過額についてはコモン・エクイティへ の算入を認めるべきである。

Para 243~246

〇 健全な引当金の考え方

- ◆ 常に引当額が過剰に計上される場合、引当の戻入が恒常的に発生する等、会計制度上問題がある。
- ◆ また、過剰な引当は、最終的に金融機関の顧客の借入コストに反映される可能性があり、借入れに際しての障害、調達市場の効率性を低下させることにもなりかねない。
- ◆ 従って、健全な引当金とは、合理的な水準に設定された引当金のことであり、過度なストレス 状況を想定した過剰な引当にすべきではない。
- ◆ さらに、IASBの議論でも実務上機能するかどうかの懸念が多く寄せられており、適用にあたっては相当なコストと準備期間が必要であるとの認識。現在具体的な検討が開始された IASB の議論を超えた枠組みとならないようにすべき。

Para 248

〇 資本バッファーの考え方

- ✓ 最低所要資本と資本バッファーの運用を明確化し、資本バッファーはその目的に鑑み、各国の金融システムや景気情勢に応じて、第二の柱の下で管理されるべき。
- ◆ 「同量のリスクに対し同量の資本」が議論の出発点。ある国で最適とされる資本水準が、景気情勢や経済構造、金融機関の業務構成、金融規制・監督体制が異なる別の国で最適であるという保証はない。
- ◆ 金融システムの安定化のために、成長資金供給が滞ることのないよう、量的規制と金融監督 のバランスや、市場規律と規制のバランス、最低所要自己資本と資本バッファーの使い分け など、ベストミックスが必要。
- ◆ 然るに、最低資本水準は、真に資本で賄われるべきコンベンショナルなリスクに対し、全世界ベースのミニマムスタンダードとして設定され、資本バッファーについては、第二の柱の下、各国当局が所要の必要性を検討すべきものである。最低所要資本に対し、規制資本では捕らえきれないリスクを勘案して資本の充分性を管理する ICAAP の枠組みを崩すべきではなく、資本バッファーを含めた資本の充分性は、第一の柱ではなく、第二の柱で扱うべきと考える。第一の柱の下で最低所要自己資本額を変動させた場合、制度としての安定性を損ねる虞れもあると考える。
- ◆ 繰延税金資産のうち銀行の将来収益が見合いとなっている場合、好況期には繰延税金資産

- の回収可能性は高まり、不況期には逆となる。つまり、繰延税金資産は、その算入水準を調整することで資本バッファーとして利用可能である点を考慮し、資本バッファーの一つに繰延税金資産のコア Tier1 の算入制限分を活用するという考え方も検討に値すると考える。
- ◆ 「寛大な利益分配を行うことを通じて・・・銀行の裁量を抑えることにある」(Para255)とする社外 流出抑制に関して、公的資金の返済等が、不当に制限されることのないようにしていただきた い。
- ◆ 報酬や配当の支払い実務は国や銀行によって異なることから、一律の規制を課すことは不適 当である。

Para 256~259

- 〇 自己資本維持規制
- ✓ 利益分配の制限は、実質的に最低自己資本比率の引き上げに繋がるのみならず、各国会 社法等の法的側面(株主権利の制限)からの検討も必要。
- ◆ 安定的な配当等は、ステークホルダー、市場からの評価の重要なポイントである。少なくとも画一的な規制は現実的ではなく、市場と個別金融機関の間のきめ細やかな対話の中で、適切な水準に調整されるべきものである。配当政策等の資本政策は、株式会社である銀行自身が行うことを勘案すべきである。
- ◆ 社外流出は財産権の処分に当たる法的行為であり、株主総会の権限であるため、規制資本の枠組みで制約を課することに馴染まない。
- ◆ 市中協議案で示された利益分配制限案は、実質的な最低自己資本比率の引き上げである。 実質的には、para257で自ら否定している「新たな最低所要自己資本の設定」に他ならない。
- ◆ 利益分配制限が導入された場合、制限の対象となる規制資本の投資家からは、実際に制限される事態に陥らないような十分な資本水準の維持を期待されると考えられ、事実上、過度な資本バッファー積み上げを余儀なくされるおそれがある。また、資本バッファー水準により配当を制限することは、投資家にとって銀行株の魅力の低下を招き、銀行の調達環境を悪化させることに繋がりかねない。
- ◆ 役職員賞与の制限は、現在議論されている別の枠組みの中で対応すべきものである。また、 会社法上、役員報酬等については、株主総会による承認が必要とされており、過大な役員報 酬等の支払いについて既に一定の制約が存在する。

Para 259

〇 分配制限の対象項目

◆ 株式交換や、合併・事業譲受けなどに伴う自己株式取得のうち、単元未満株式の買取請求

権や組織再編時の反対株主買取請求権に応じて取得する場合など、株主還元を目的としない、または、銀行の任意にもとづかない自己株式取得は、対象項目から除外すべきである。

Para 259

〇 単体もしくは連結の適用

◆ 連結ベースでの分配制限は、法的・実務的に対応できない。配当額および分配可能額の計算については、会社法上、原則として、単体ベースで行われている。また、100%の持分を持たない子会社の場合、少数株主の保護・公平性の観点も考慮する必要がある。

流動性リスクの計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み

International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring

5. 流動性規制

○ 流動性規制のあり方について(総論)

- ◆ 今回の市中協議文書は、一昨年秋に始まった金融危機への対応策として流動性リスク管理 の強化を図るために策定されたものであり、その重要性・必要性については十分に理解して おり、その基本的な理念・姿勢には賛同する。また、各国金融監督当局が国際的に活動する 金融機関および金融システムに対し共通目線で管理・モニタリングを実施していく意向も見ら れその方向性は歓迎すべきものと考えている。
- ◆ しかしながら、流動性リスク・プロファイルは、各国の環境や法制度、金融市場・銀行の特性等によって著しく異なっており、資金流動性に関しては資本と同様なグローバルで一律な数値規制は馴染まない。今回提案されている流動性指標設定は、資金繰り破綻を絶対に起こさないための枠組みを数値規制のみにより構築することが目的ではなく、一定の指標を設けることによってグローバルベースでの原理原則(理念)を定め、各国や各金融機関同士で横比較を可能にし、当局とのコミュニケーション向上に役立てることに本来の意義があるという点をまずは強調したい。
- ◆ 日本においては、90 年代後半の金融危機を経験しながらも管理指標を強化する方向ではな く、当局とのコミュニケーション重視によって流動性管理が強化されてきた。今回の流動性危 機において邦銀が流動性上優位を保った背景の一つには、ジャパンプレミアムを機にインタ ーバンク市場への依存から脱却し、預金を背景にビジネスを展開する商業銀行の本業に立 ち返っていたことが挙げられると考える。今回の管理指標を見ると、方向性としてはバランスシ ートに過度なレバレッジを掛けるビジネスを規制することが目的の一つであり方向性としては 賛同できるものの、先に述べたように一律の規制は経済全体に悪影響を及ぼすことから、日 本において成功したような当局とのコミュニケーション重視の管理方法の採用を強く提案致し たい。
- ◆ 以上の観点から、今回のバーゼル銀行監督委員会が定める流動性規制はグローバルな最低限の枠組みとし、各国(各地域)はその枠組みの中で個別の水準を定め、管理を行う体制を提案したい。既に一部の国では個別の流動性規制導入が始まっているが、実効性ある流動性リスク管理を実現していくためには、バーゼル銀行監督委員会が主導してグローバル規制と各国(各地域)規制の体系的な整理を早期に行うことが重要である。

Para20~77

- 流動性カバレッジ比率(LCR)の扱い
- ✓ 指標(資金流出・流入)が過度に保守的であり見直しが必要。
- ✓ 粘着性・滞留率の高い顧客預金にかかる流出率は、引き下げるべき。
- ◆ 今般の金融危機からもわかるように、金融機関の資金繰り破綻に至る典型は、①証券化商品等の潜在的な市場流動性リスクを内包する資産と市場調達の割合が高い場合に市場流動性低下によって資金化が困難になるケース、②信用リスク、市場リスクの増大、顕在化に伴う損失発生に伴う自己資本比率低下によりクレジットが悪化し、資金調達が困難になるケースである。
- ◆ 今回のバーゼルⅡの枠組み見直しにおいて、①に対する直接的な流動性リスク管理の強化、②にかかる信用リスク、市場リスク管理の強化により、金融機関の資金繰り破綻を回避する健全性確保の方向は理解できるが、LCR の現状案は直接的な流動性管理対象を①からより広範に拡大し、かつストレスケースを前提として保守的にリスクを捉えることを企図しているため、第一の柱における資金繰り破綻への備えとしては、過剰な流動性リザーブを求められる恐れがある。
- ◆ LCR の現状案では、平時からストレス時の十分な流動性を確保することを企図しているが、ストレスによる影響を厳しく見積もる一方で、ストレス時に実施するコンティジェンシープランについて、その対応策としての考慮がなされていない。資産処分による資金化は、流動性が乏しい資産でなければヘアカットはあっても実行できるものであり、適格担保での中央銀行借入も一定条件で一定水準の調達手段として見積もることも 1 か月という存命期間において取りうる金融機関のコンティジェンシープランの実態に即したものである。

Para41~56

〇 資金流出率の考え方

- ◆ LCR 算出の前提となるストレスシナリオは para22 に規定されている通り内生的要因と外生的要因の複合したものであるが、あくまでゴーイング・コンサーンベースと考えられる。にもかかわらず、para38~para70 に提案された資金流出率は破綻銀行に対する流出率とも考えられるほど厳しいものである。
- ◆ 各国(各地域)で預金保険等の制度や金融市場、各行により商品性や格付け等信用状況が 異なり、預金者や市場参加者の行動は各国(各地域)各行で異なると考えられる。例えば、本 邦においては、預金の粘着性・滞留率が高く、過去に信用不安が台頭した局面を振り返って も、観測された預金流出率は、市中協議文書で示された最低基準よりもかなり低い水準であ った。従って、最低流出率を引き下げ、詳細な設定は、各国(各地域)で過去実績にもとづき バーゼル委員会の原理原則を踏まえて策定すべきである。

- ◆ インターネット預金についても、預金と預ける手段がインターネットであるだけであり、「日常用いる口座にある預金」にインターネットによる資金移動機能が付加された預金は、安定した預金とみなすべきである。
- ◆ 「コア預金(流動性預金のうち引出されることなく長期間滞留する預金)」を勘案した枠組みとすべきである。コア預金による金利リスク管理は広く一般的に行われており、金融監督上バーゼルⅡアウトライヤー基準において活用が認められていることとも整合的と考える。具体的には、流動性預金を過去の残高推移にもとづきコア預金とノンコア預金に分類し、コア預金には流出率を適用せず(流出率=0%)、ノンコア預金についてのみ1か月未満の定期預金と同様の分類に従った流出率を適用することを提案する。
- ◆ para49 における中小企業の定義は、売上50百万ユーロ(約65億円)未満、かつ預金が1百万ユーロ(約1.3億円)未満である先となっているが、預金のほかの負債性証券(債券)の範囲を含め、現在、各国規制や銀行実務を踏まえた扱いとすべきである。例えば、日本では、中小企業基本法において中小企業の定義(業種毎に資本金・従業員数で判定)が定められており、行政および金融機関における管理上、各国の企業実態に即した定義とすべきである。
- ◆ また、中小企業顧客以外であっても、貸出先等の取引関係が深い先であれば、相対的に預金流出率は低いと考えられることから、預金以外の取引関係を判断要素として重視すべきと考える。非金融事業法人からの無担保調達(中小企業ではないもの)における「オペレーション上の関係」については、para52 おいて例示されているが、同時に「これらに限定するものではない」とされており、各国裁量を認めている。例えば、本邦における銀行と企業の関係は、メインバンク制に見られる強い取引関係や、銀行取引約定書における企業側への相殺権の付与など、諸外国にない独自の商慣習を有していることから、本邦においては、「流動性預金がある取引先」および「貸金のある取引先」については全て「オペレーション上の関係」を有するものと認めるべきと考える。
- ◆ 信用・流動性ファシリティ枠の資金流入、流出の取扱いが流出のみ算入し、流入は算入されない非対称な取り扱いとなっている。非主要通貨の流動性確保のため金融機関間で設定しているレシプロ枠など、金融機関による事業会社の国際的な業務展開支援には必須であり、対称的な取り扱いとすべき。

Para43

○ 定期預金の中途解約に関する考え方

◆ 個人顧客向けの定期預金については、「期前解約に係る手数料が金利損失程度である定期 預金」については、期日に関係なく他の預金と同様に流出率を適用すべきとされている一方、 「期前解約に係る手数料が金利損失を大きく上回る預金」は 30 日以内に期日を迎えなけれ ば流出率の適用はない取り扱いとなっている。つまり、解約手数料の多寡が流出率適用の基 準とされているが、金融機関が流動性の危機に瀕している状況下では、その手数料の多寡が 解約の歯止めになるとは考えにくい。顧客に不利な高い解約手数料を設定した方が、流出率

- 適用除外の取り扱いを受ける余地があり、流動性規制上有利に働くことになることから、結果として規制が顧客サービス低下を促す結果となる恐れがある。
- ◆ 定期預金に対する顧客の認識は流動預金とは異なり、あくまで期日を前提として行動すると 考えられ、解約手数料の多寡は顧客の解約行動にリンクしないと考えられることから、約定の 期日まで30日以上ある定期預金については、解約手数料によって異なる取り扱いを行わず、 一律流出率の適用の対象とすべきではない。

Para 78~91

- O 安定調達比率(NSFR)の扱い
- ✓ NSFR は、同時に提案されているレバレッジ比率規制によりバランスシートの規模が規制される中、長期貸出を抑制するものであり、既存の貸出の圧縮など信用収縮の動きを助長しかねず、実体経済に及ぼす影響が大きい。
- ✓ LCR の補完指標として流動性リスクのプロファイルの構造変化を動機付けることが目的であることから、第二の柱の対象とし、LCR の補完指標として各国事情に応じた運用を行う枠組みと位置づけるべき。
- ✓ 規制の目的を勘案すると、より簡潔で安定的なコアファンディング比率などの採用も検討されるべき。
- ◆ NSFR は、預貸金に着目すると「貸金の満期が預金の満期より長い場合、貸金は預金の一定 割合までに抑制しなければならない」という規制であり、100%という基準を伴う管理指標として 導入した場合、商業銀行(個人や企業から預金を調達し、それを原資に個人・企業に長期貸 出しを行うビジネスモデル)が本来果たすべき金融仲介機能を阻害する虞がある。
- ◆ 具体的には、預金の満期構成は市場環境に大きく影響を受けるため、銀行が機動的に満期を長期にシフトさせることは難しい。例えば、本邦では長く低金利が続いた結果、流動性預金の比率が高くなっているが、本規制が導入されても、銀行が主体的に預金の期間を長期化させることは困難。
- ◆ 本指標が厳格に運用された場合、規制に対応するため、各行は既存の貸金の圧縮に動く可能性もある。健全な企業の資金需要、特に長期の設備資金や住宅ローンの提供に応えることが難しくなり、商業銀行の本来の役割である金融仲介機能が果たせなくなる。規制により銀行が流動性リスク削減に向けた対応に注力するあまり、かえって経済に深刻な影響をもたらす懸念もある。
- ◆ またこの指標の導入により長期貸出を抑制する必要があり、商業銀行が預金者から借入人へ 金融仲介を行うことによって、担っている満期変換機能(預金を集めて長期貸出を実行する) を十分果たせなくなる。その結果、借入人は特に長期の資金を銀行から確保することが難しく なり、社債等による資本市場から資金調達することになるが、必要な時に必要な額の借入が できなくなる。また、市場から直接調達することが不可能な中小企業や個人においては、長期

- の資金調達自体が困難となる恐れがある。
- ◆ NSFRの目的は、para17 および para78の通り"LCRの補完"であり、あくまで安定した流動性 リスク・プロファイルの構造変化を動機付けることが目的であることから、NSFRは100%等の数 値基準を伴う管理指標とせず、基準を伴わない監督上のモニタリング指標(第二の柱の対象) とし、各国事情に応じた運用を行う枠組みと位置づけるべき。

Para78~91

O 安定調達比率(NSFR)の考え方

- ◆ NSFR 算出の前提となるシナリオは、para83の通りストレス状況が1年間続くというものであり、 提案された掛目は、LCR 同様本邦の実態に比べて厳しいものとなっている。NSFR はLCR を 補完するため長期的な運用調達構造を確認する指標であること、1年間に亘るストレス状況を 想定した適切な係数を設定することは困難であることから、シナリオは平常時の想定で十分と 考える。
- ◆ 各国(各地域)で預金保険等の制度や金融市場、各行により商品性や格付け等信用状況が 異なり、預金者や市場参加者の行動は各国(各地域)各行で異なると考えられる。預金残高 の推移等過去実績には各国(各地域)各行の実態が反映していると考えられることから、LCR における主張の通り、預金流出率の最低水準を引下げ(掛目は引上げ)、詳細な掛目の設定 は、各国(各地域)で過去実績にもとづきバーゼル委員会の原理原則を踏まえて策定すること を希望する。また、預金流出率をゼロ(掛目 100%)とする「コア預金(流動性預金のうち引出さ れることなく長期間滞留する預金)」を勘案した枠組みとすべきである。
- ◆ NSFR では、所要安定調達額(RSF)を決める掛目が、貸出に対しては有価証券に比べて非常に高い設定となっており、証券化商品への投資から金融危機を招いた経験を踏まえ、長期的に安定的な運用調達構造を促そうとする本規制の趣旨に反すると考えられる。1 年という長期であれば、流動性に対するリスクが顕在化した場合には、貸出債権であっても売却・中銀への担保差入等、流動性の不足を補うための資金化する手段は考えられることから、貸出に対する RSF 掛目を引き下げるべきである。
- ◆ また、貸出に対して高い RSF 比率を課すことは、広く産業界に対して資金を供給するという銀 行本来の機能を縮小させる方向に導きかねないものであり、経済全体にとってマイナスの影響をもたらす恐れがある。

○ 安定調達比率(NSFR)の不安定性

◆ NSFR は残存期間1年を境界として資産・負債にかかる掛目が大きく異なることから、運用・調達の手段に変化がなくても残存期間が変化することで大きく変動する。例えば、事業法人宛に2年の貸金を行う際の資金調達を、全額2年の市場性調達により行った場合、取組当初は

貸金(分母)・資金調達(分子)ともに掛目100%が適用されるが、残存期間が1年未満となった時点で、分母には掛け目50%が適用されるにもかかわらず、分子には掛け目0%が適用されてしまい、実体的には資金流動性リスクがないにもかかわらず NSFR は悪化する。また、金利環境にも大きく左右されることが予想される。例えば、顧客預金総額は安定していても、顧客の金利選好により1年未満の預金の比率が高まると NSFR は悪化する。このように、NSFR は実質的な資金流動性リスクと無関係に変動する不安定性な一面を持つ。規制や監督上導入される指標としては、より安定した指標が望ましいと考える。

◆ LCR の補完指標としては、NSFR に代えて、より算出方法がシンプルで安定性が見込める「コア調達比率」(=(資本+全預金+一定期間超の市場性調達)÷総調達)の検討も提案したい。コア調達比率の定義としては、安定した資金調達である資本および預金の全額と、市場性調達のうち残存期間が一定期間(例えば1年)を超える金額をコア調達額とし、その総調達額に占める割合を算出するものであり、para17および para78 の通り LCR の補完指標として、para78 に記載されている「安定した長期調達への流動性リスク・プロファイルの構造変化を動機付ける」との目的にも合致すると考える。さらに、この定義であれば、預金の期間構成や貸金の残高・期間構成の変化に影響を受けないため、前述した規制指標として導入した際に懸念される商業銀行の金融仲介機能への悪影響は、NSFR に比べて低いと考えられる。

Para133

〇 連結範囲

- ◆ para133 において「全ての国際的に活動する銀行に対して連結ベースで適用されるべきである」としているが、同一グループ内においても対顧預金、インターバンク取引等により資金調達可能な銀行と、銀行以外のエンティティでは、資金調達手段が大きく異なる。従って、グループ傘下の全てのエンティティに対して同じ前提にもとづく規制を適用するべきではないと考えられ、本規制における連結対象は主な金融子会社に限定すべきと考える。
- ◆ また、各国規制について「国際的に活動する銀行以外の銀行や国際的に活動する銀行グループ内のエンティティ・グループに対しても適用されることができる」としているが、各国(各地域)において過度に保守的な規制が導入されないよう、各銀行グループの流動性管理体制の有効性に充分配慮した各国規制の導入を促すよう明記すべきである。
- ◆ 流動性規制の適用範囲は、本来、各々の銀行グループのビジネスモデルに応じて柔軟に判断されるべきであり、形式的な適用は、顧客ニーズに応じたグループストラクチャー上の工夫をも否定することにつながり、本末転倒である。

〇 移行期間

◆ 管理指標の導入にあたっては、システム対応等計測体制整備が必要となるため、十分な移行 期間を調整頂きたい。

〇 その他

◆ 算出指標の算出には資本関連の計数も使用するため、自己資本比率規制と同様四半期毎 の報告を希望する。

Para132

〇 報告期限

- ◆ 「当局報告のタイムラグは可能な限り短くすべきであり、理想的には 2 週間を超えるべきではない」とあるが、報告者(銀行)側にとって 2 週間という期限は対応困難であるため、可能な限り短くすべきという報告期限はあくまで各国裁量とし、2 週間という具体的な記述は削除すべきである。
- ◆ また、報告頻度の設定に当たっては、報告者(銀行)側にとって過度な負担とならないよう考慮し、準備期間を十分にとるべきである。

以上